

# 東京都板橋区財政運営指針

基本構想で掲げる「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の将来像を実現するため、景気循環などによる財政環境の変動時においても、安定した財政運営を行う強固な財政基盤を構築する必要がある。

また、福祉施策など行政の継続性を堅持しつつ、公共施設の更新需要、まちづくりの推進などによる年度間の財源の不均衡に対応していかなければならない。

このため、将来の財政環境に留意した「財政運営指針」を定め、持続可能な区政経営を推進していく。

## 全般的な考え方

### 1 | 収支均衡を基本とする財政運営

特別区税や特別区交付金などの一般財源の活用を基本とした予算編成

### 2 | 歳計剰余金及び 3 月補正予算の剰余財源の原則的取扱い

9 月補正時→歳計剰余金は必要な財源を除き、財政調整基金への積立を原則とする（地方財政法第 4 条の 3 第 1 項）

3 月補正時→剰余財源は、財政調整基金を含め、他の基金にも計画的に積み立てる

### 3 | 景気後退期における基金活用

特別区税や特別区交付金などの一般財源の減収→財政調整基金を活用した予算編成

